

株 主 各 位

東京都千代田区五番町4-5 五番町コスモビル2F

株式会社SEメディアパートナーズ

代表取締役社長 大 林 浩

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成22年6月16日（水曜日）午後7時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年6月17日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区九段北4丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷 4階飛鳥（東西）
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 第10期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決 議 事 項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

1. 添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.semp.jp/ir/index.html>)に掲載させていただきます。
2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成21年4月1日)
(至 平成22年3月31日)

I. 株式会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、世界的な景気の落ち込みの中で、輸出・生産の急激な減少を主因に大幅に悪化しましたが、内外における各種政策が奏功して、国内民間需要の自律的回復力はまだ弱いものの、期央から景気は最悪期を脱し、持ち直しつつある状況にあります。当社が属するインターネット広告分野におきましては、引き続き伸長しているものの、景気回復の遅れの影響を受け前年よりも成長率が鈍化したしました。

このような状況下で当社は、期首に株式会社モバイル・アフィリエイト（以下「モバイル・アフィリエイト」という）を吸収合併し、合併により可能となったモバイル分野での事業展開を積極的に行ってまいりました。その結果、売上高は拡大し、1,494,965千円（前年比350.9%増）となりました。しかしながら利益面では、当社の主力分野の一つである携帯電話向けアフィリエイト広告の他社との競争激化に起因する案件単価の下落や仕入単価の上昇の影響により利益率が低下したこと、及びソリューション事業や不採算サイトの改善が計画通りに進まず赤字を計上し続けたことにより、大幅な営業損失を計上することとなりました。また当期純利益につきましては、事業の選択と集中を進めるべく当事業年度の営業損失の原因であったソリューション事業及び不採算サイトからの撤退に伴うコストを計上したことにより大幅な当期純損失を計上することとなりました。

以上の結果、当事業年度における業績は、売上高1,494,965千円（前年比350.9%増）、営業損失104,500千円（前年比11,225千円損失減）、経常損失113,402千円（前年比1,809千円損失増）、当期純損失204,129千円（前年比71,852千円損失増）となりました。このため、誠に遺憾ながら無配とさせていただきますことをご了承をお願いしたいと存じます。

事業別の概況は次のとおりであります。

(アドネットワーク事業)

当事業分野においては、モバイル・アフィリエイトより引き継いだアフィリエイトネットワークサービス『Advanced Active Affiliate(以下「AAA(トリプルA)」という)』及び当事業年度に開始いたしましたモバイルアドネットワークサービス『Mobile ad integrated station(以下「Maist (マイスト)」という)』を中心としたアドネットワーク事業を運営しております。当事業年度においては、「AAA」において公式サイト分野のクライアント開拓をすすめ上期は順調に成長いたしましたでしたが、下期においてアフィリエイト広告に対する需要が減少し、新サービス「Maist」を開始したものの、減少分を埋め合わせるまでは至らず売上高は874,270千円となりました。

(広告代理事業)

当事業分野においては、純広告や検索連動型広告の販売と運用を中心に、合わせて広告効果の高い自社メディアの運営を行っております。当事業年度においては、モバイル・アフィリエイトとの合併により可能となったモバイル分野の顧客開拓を積極的にすすめ、売上高は620,695千円となりました。しかしながらソリューション事業及び自社PCメディアの改善がすすまず、赤字を計上し続けたため収益性は大きく悪化しております。当事業年度において事業の選択と集中をすすめるべく赤字事業より撤退を行い、収益性の大幅な改善を行いました。

以下ご説明いたしました事業の部門別の売上高は次のとおりであります。

部門の種類	売上高(千円)	構成比	前年比
アドネットワーク事業	874,270	58.5%	3,245.2%
広告代理事業	620,695	41.5%	203.8%
合計	1,494,965	100.0%	450.9%

(注) 売上高の増加の理由はモバイル・アフィリエイトとの合併によるものであります。

2. 設備投資等の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資等の主なものは、「AAA」システム改修及び新サービス「Maist」の開発等ソフトウェアへの18,675千円の投資、本社移転に伴う建物附属設備等の取得のための14,245千円の投資であります。

3. 資金調達の状況

該当事項はありません。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は平成21年4月1日を合併期日として、当社を存続会社とし、モバイル・アフィリエイトを消滅会社として合併し、新商号を「株式会社SEメディアパートナーズ」といたしました。その結果当社はモバイル・アフィリエイトの権利義務を包括承継しております。

7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分状況

該当事項はありません。

8. 対処すべき課題

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況について

当社は当事業年度において営業損失104,500千円を計上し、連続して営業損失を計上しております。また不採算事業の事業撤退損81,842千円を特別損失として計上したことにより、当期純損失204,129千円を計上しております。さらに「その他株式会社の現況に関する重要な事項 自己株式の公開買付の実施及び親会社の異動について」に記載しているとおり、平成22年5月にSEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社（以下、「SE H&I」という）及び同社グループから独立するために自己株式の公開買付を実施することにより、多額の資金を使用しました。これにより自由で迅速な意思決定が可能となりましたが、SE H&Iからの子会社としての経営面の支援がなくなりました。

当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。当社は下記の対策を講じることにより、当該状況を解消し又は改善してまいります。

1. 事業の選択と集中

① ソリューション事業からの撤退、不採算サイトの運用停止

当事業年度の営業損失の原因であるソリューション事業及びメディア事業のうち不採算であったサイトからはそれぞれ事業撤退を完了しており、これ以上の同事業による損失発生はなくなりました。

② アドネットワーク「Maist」への経営資源の集中

当社は平成21年11月より新ネットワークサービス「Maist」を開始しております。このサービスは需要が減少しているアフィリエイト広告に替わりうるサービスであり、当社は同サービスに経営資源を集中させ、売上及び利益の改善を図ってまいります。

③ 高収益分野への進出

当社が事業を展開しているモバイルインターネット市場については、今後、プラットフォームの多様化とデバイスの変化が起こるものと考えます。そしてその市場環境の変化によりスマートフォン分野及びソーシャルアプリ分野の大きな成長が見込んでおります。当社は同分野において、当社が蓄積したノウハウを十分に生かした広告コンサルティング及び自社メディアの運営等の高収益なビジネスを展開することにより収益改善を図ってまいります。

2. 固定費の削減

当事業年度後半以降より、業務効率化による人件費の削減、諸経費の抜本的な見直しを行っており、固定費は大幅に減少しております。

3. 財務体質の健全化

今後の成長のための十分な投資資金を確保するために、SE H&Iより取得した自己株式を活用した資金調達を行うとともに、事業シナジーの見込めるアライアンス等をすすめ、資金面での安定性を確保してまいります。

これらの対応策を実施していくことにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を解消してまいります。

(2) システム及び内部管理体制のさらなる強化

当社事業の拡大にあたり、増加するトラフィックや取引データを管理するシステムを安定的かつ効率的に運用し、進化していく技術開発とその体制の早期確立が必要となります。また、不正成果獲得の防止や、外部からの不正アクセスによる取引データ、顧客企業等の情報及び個人情報保全のため、システムの安全性強化の施策を講じることが必要になります。また変化が激しいインターネット業界において当社の業況推移を適時経営判断へと反映させていくための内部管理体制の充実が今後一層重要となってくると考えます。こうした観点から、システム投資並びに開発の強化を進め、内部管理体制の充実を図る方針であります。

(3) 合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間について

当社は平成21年3月31日に札幌証券取引所より、「合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間入り銘柄」の指定を受けております。その猶予期間は平成25年3月31日までとなっており、当社といたしましては、その猶予期間内に札幌証券取引所の新規上場に準じた審査を通過するよう、万全の体制で準備を行ってまいります。

9. 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第7期	第8期	第9期	第10期(当期)
	自平成18年4月1日 至平成19年3月31日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日	自平成20年4月1日 至平成21年3月31日	自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
売 上 高	623,052	423,882	331,561	1,494,965
営 業 損 失	16,400	101,154	115,725	104,500
経 常 損 失	32,844	126,074	111,592	113,402
当 期 純 損 失	31,043	352,859	132,276	204,129
1株当たり当期純損失	5,724円78銭	45,696円04銭	13,514円16銭	10,806円97銭
総 資 産	932,664	590,668	414,048	428,340
純 資 産	735,541	498,139	362,260	247,672

10. 主要な事業内容

アドネットワーク事業、広告代理事業からなるインターネット広告事業を事業の柱とし、モバイルを中心にPC分野も含めインターネット事業に幅広く取り組んでおります。

11. 主要な営業所

(本社) 東京都千代田区五番町4-5

12. 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平均年 齢	平均勤続年数
男 性	15名	10名増	29.3歳	2.6年
女 性	5名	3名増	31.2歳	2.9年
合計又は平均	20名	13名増	29.8歳	2.7年

(注)1. 上記従業員数には、アルバイト2名は含まれておりません。

2. 従業員数が前事業年度より13名増加しておりますが、主として平成21年4月1日付で、モバイル・アフィリエイトと合併したことによるものであります。

13. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

当社の親会社はSEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社(以下「SE H&I」という)で、同社は当社の株式を9,865株(議決権比率54.6%)所有しております。

なお、決算期後に行われた自己株式の公開買付の結果、SE H&Iの議決権所有数はなくなり、SE H&Iは親会社に該当しないこととなりました。

(2) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

14. 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

15. その他株式会社の現況に関する重要な事項

(1) 資本金の減少

当社は平成22年4月9日開催の臨時株主総会において資本金の減少決議を行いました。これにより資本金は100,000千円となっております。

(2) 自己株式の公開買付の実施及び親会社の異動について

当社は平成22年4月12日より、業績改善のために意思決定のスピードを速める必要があること、及び今後の業績改善の手法についてSE H&Iグループとの方針の違いが発生する可能性があることに鑑み、SE H&Iグループから独立をすることを目的として、自己株式の公開買付を実施いたしました。この結果SE H&Iの議決権所有数はなくなり、SE H&Iは親会社に該当しないこととなりました。

II. 株式会社の株式に関する事項（平成22年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 75,000株
2. 発行済株式の総数 19,508株
3. 株主数 591名
4. 大株主（上位10位）

株 主 名	持株数（株）	持株比率（%）
SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社	9,865	52.46
速 水 浩 二	1,192	6.34
中 岡 元 志	1,080	5.74
西 澤 岳 志	559	2.97
カブドットコム証券株式会社	461	2.45
大 林 浩	460	2.45
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社	400	2.13
間 瀬 場 敦	391	2.08
投資事業組合オリックス10号	320	1.70
投資事業組合オリックス9号	280	1.49

（注） 当社は、自己株式704株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式数を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ. 株式会社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
2. 当事業年度に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅳ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（平成22年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大 林 浩	-
取 締 役	堀 内 知 之	広告代理事業担当兼アドネットワーク事業部長
取 締 役	富 樫 憲 太 郎	経営管理部長
取 締 役	篠 崎 晃 一	S Eホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社 取締役副社長 株式会社S Eデザイン 代表取締役社長
監 査 役 (常 勤)	森 俊 昭	-
監 査 役	佐 多 俊 一	株式会社コンポーネントソース 代表取締役社長 S Eホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社 取締役
監 査 役	廣 岡 穰	-

- (注) 1. 平成22年4月9日開催の臨時株主総会終結の時をもって取締役篠崎晃一氏と監査役佐多俊一氏が辞任し、後任として桐生直裕氏が取締役に、高木秀明氏が監査役にそれぞれ就任しております。
2. 篠崎晃一氏は社外取締役であります。
 3. 森俊昭氏、佐多俊一氏、廣岡穰氏は社外監査役であります。
 4. 監査役森俊昭氏は、上場企業において長年にわたる経理事務の経験を有しており、財務、会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また監査役廣岡穰氏は、公認会計士の資格を有しており、財務、会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 監査役森俊昭氏は、札幌証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

	人 数	報酬等の額
取締役	4名	22,200千円
監査役	3名	6,360千円

(注) 上記のほか、使用人兼務取締役に対する使用人給与は5,160千円であります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 取締役 篠崎 晃一

①重要な兼職先と当社との関係

S Eホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社の取締役副社長であり、同社は当社の親会社であります。また株式会社S Eデザインの代表取締役社長であり、同社は当社の親会社の子会社であります。

②当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会すべてに出席し、上場会社の取締役副社長としての知見に基づき、報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

(2) 監査役 森 俊昭

①重要な兼職先と当社との関係

該当する重要な事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会及び監査役会すべてに出席し、財務、会計、法律に関する高い知見と、平成21年4月に吸収合併したモバイル・アフィリエイトを含め他の会社での8年間の監査役としての経験と知識から、適宜発言を行っております。

(3) 監査役 佐多 俊一

①重要な兼職先と当社との関係

SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社の取締役であり、同社は、当社の親会社であります。また株式会社コンポーネントソース代表取締役社長であり、同社との間には資本関係及び取引関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会13回のうち12回、及び監査役会13回のうち12回に出席し、事業会社の代表取締役社長としての立場から、適宜発言を行っております。

(4) 監査役 廣岡 穰

①重要な兼職先と当社との関係

該当する重要な事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会及び監査役会すべてに出席し、公認会計士としての専門的見地から、発言を行っております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役篠崎晃一、監査役佐多俊一、監査役廣岡穰各氏は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役は300万円又は同法第425条1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額、社外監査役は200万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(6) 社外役員の報酬等の総額

	人 数	報酬等の額	親会社又は 当該親会社の子会社 からの役員報酬等
社外役員の報酬等の総額等	4名	7,680千円	22,500千円

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

20,000千円

3. 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障があるとき等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、次に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務に支障があるとき等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められるときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

VI. 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制

当社は平成19年5月31日開催の取締役会において内部統制システムの基本方針を決議しております。その概要は下記のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本方針を明確にするため、全役職員を対象とした行動指針として社員倫理規程を定め、それを全役職員に徹底させる。
- ② コンプライアンス規程を定め、内部統制を推進する組織を設置するとともに、リスク管理体制とコンプライアンス体制の構築及び運用を行う。
- ③ 企業倫理を確立するために、役職員に対するコンプライアンスの研修を実施するとともに社員倫理規程の見直しを行う等、コンプライアンスの強化及び企業倫理の浸透を図る。
- ④ 法令・諸規則及び規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とする社内報告体制として、社内担当者、社外の弁護士及び第三者機関等

を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報規程に基づきその運用を行う。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等の社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスク管理を統括する部門を経営管理部とし、リスク管理規程を定め、リスク管理体制の構築及び運用を行う。
 - ② 各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、リスク管理を統括する部門へ定期的にリスク管理の状況を報告し、連携を図る。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として月1回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速に的確な意思決定を行う。
 - ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織役職規程、業務分掌規程及び決定権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び取締役からの独立性に関する事項
監査役の業務補助のため必要に応じて、監査役スタッフを置くこととし、人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役の事前の同意を得るものとする。
- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他の監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制
 - ① 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役に報告すべきものと定めた事実が生じたときは、監査役に報告する。また、前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
 - ② 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議その他の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることとする。また、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、意思の疎通を図る。
 - ③ 内部通報規程に基づき、適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題点について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

(注) 会議、規程等の名称について、平成19年5月31日開催の取締役会決議以後に変更されている場合は、現在の名称を記載しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【 資 産 の 部 】		【 負 債 の 部 】	
流 動 資 産	362,006	流 動 負 債	180,667
現 金 及 び 預 金	221,964	買 掛 金	133,260
売 掛 金	125,352	未 払 費 用	14,731
貯 蔵 品	108	未 払 法 人 税 等	375
前 払 費 用	13,356	前 受 金	20,863
そ の 他	3,185	預 り 金	1,033
貸 倒 引 当 金	△1,961	契 約 取 次 促 進 費 用 引 当 金	4,762
		賞 与 引 当 金	5,639
固 定 資 産	66,333	負 債 合 計	180,667
(有 形 固 定 資 産)	15,323	【 純 資 産 の 部 】	
建 物	4,854	株 主 資 本	247,672
工 具 器 具 備 品	10,469	(資 本 金)	350,000
(無 形 固 定 資 産)	29,743	(資 本 剰 余 金)	123,059
ソ フ ト ウ ェ ア	29,662	そ の 他 資 本 剰 余 金	123,059
電 話 加 入 権	81	(利 益 剰 余 金)	△204,129
(投 資 そ の 他 の 資 産)	21,265	そ の 他 利 益 剰 余 金	△204,129
投 資 有 価 証 券	9,800	繰 越 利 益 剰 余 金	△204,129
破 産 更 生 債 権 等	8,569	(自 己 株 式)	△21,257
敷 金	10,508		
そ の 他	957	純 資 産 合 計	247,672
貸 倒 引 当 金	△8,569	負 債 純 資 産 合 計	428,340
資 産 合 計	428,340		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成21年 4月 1日)
(至 平成22年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		1,494,965
売 上 原 価		1,317,146
売 上 総 利 益		177,819
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		282,320
営 業 損 失		104,500
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,662	
受 取 配 当 金	239	
そ の 他	53	1,955
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	207	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	7,708	
自 己 株 式 取 得 費 用	2,486	
そ の 他	454	10,856
経 常 損 失		113,402
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	222	
事 業 撤 退 損	81,842	82,065
税 引 前 当 期 純 損 失		195,467
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	265	
法 人 税 等 調 整 額	8,396	8,661
当 期 純 損 失		204,129

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成21年4月1日
至 平成22年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
		その他 資本剰余金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金		
平成21年3月31日残高	350,000	511,140	△486,854	-	374,285
事業年度中の変動額					
当期純損失	-	-	△204,129	-	△204,129
合併による増加	-	98,773	-	-	98,773
欠損填補	-	△486,854	486,854	-	-
自己株式の取得	-	-	-	△21,257	△21,257
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	△388,080	282,724	△21,257	△126,613
平成22年3月31日残高	350,000	123,059	△204,129	△21,257	247,672

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成21年3月31日残高	△12,024	△12,024	362,260
事業年度中の変動額			
当期純損失	-	-	△204,129
合併による増加	-	-	98,773
欠損填補	-	-	-
自己株式の取得	-	-	△21,257
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	12,024	12,024	12,024
事業年度中の変動額合計	12,024	12,024	△114,588
平成22年3月31日残高	-	-	247,672

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

当社は当事業年度において営業損失104,500千円を計上し、連続して営業損失を計上しております。また不採算事業の事業撤退損81,842千円を特別損失として計上したことにより、当期純損失204,129千円を計上しております。さらに、「重要な後発事象自己株式の取得及び自己株式の公開買付並びに親会社の異動について」に記載しているとおり、平成22年5月にSEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社（以下、「SE H&I」という）及び同社グループから独立するために自己株式の公開買付を実施することにより、多額の資金を使用する予定です。これにより自由で迅速な意思決定が可能となりますが、SE H&Iからの子会社としての経営面の支援がなくなる予定であります。

当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。当社は下記の対策を講じることにより、当該状況を解消し又は改善してまいります。

1. 事業の選択と集中

① ソリューション事業からの撤退、不採算サイトの運用停止

当事業年度の営業損失の原因であるソリューション事業及びメディア事業のうち不採算であったサイトからはそれぞれ事業撤退を完了しており、これ以上の同事業による損失発生はなくなりました。

② アドネットワーク「Maist」への経営資源の集中

当社は平成21年11月より新ネットワークサービス「Maist」を開始しております。このサービスは競争激化が一段と進んでいるアフィリエイト広告に替わりうるサービスであり、当社は同サービスに経営資源を集中させ、売上及び利益の改善を図ってまいります。

③ 高収益分野への進出

当社が事業を展開しているモバイルインターネット市場については、今後、プラットフォームの多様化とデバイスの変化が起こるものと考えます。そしてその市場環境の変化によりスマートフォン分野及びソーシャルアプリ分野の大きな成長が見込んでおります。当社は同分野において、当社が蓄積したノウハウを十分に生かした広告コンサルティング及び自社メディアの運営等の高収益なビジネスを展開することにより収益改善を図ってまいります。

2. 固定費の削減

当事業年度後半以降より、業務効率化による人件費の削減、諸経費の抜本的な見直しを行っており、固定費は大幅に減少しております。今後も引き続き削減を続け更なる収益性の向上を図ってまいります。

3. 財務体質の健全化

今後の成長のための十分な投資資金を確保するために、SE H&Iより取得した自己株式を活用した資金調達を行うとともに、事業シナジーの見込めるアライアンス等をすすめ、資金面での安定性を確保してまいります。

しかし、これらの対応策は実施途上にあり、現時点では継続企業に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は、継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映しておりません。

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- (1) 仕掛品 個別法
- (2) 貯蔵品 最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却方法

- (1) 有形固定資産
 - ①リース資産以外の有形固定資産
定率法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 8年～18年
工具器具及び備品 3年～15年
 - ②リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
平成20年4月1日前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。
- (2) 無形固定資産
リース資産以外の無形固定資産
定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（3～5年）による定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する部分の金額を計上しております。
(追加情報)
当社は当事業年度より賞与制度を導入したことに伴い、従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する部分の金額を計上しております。これにより、売上総利益は206千円減少し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失は5,639千円増加しております。
- (3) 契約取次促進費用引当金 フレッツ光回線販売代理事業において契約取次の促進を目的として実施するキャンペーンに係るキャッシュバック等の負担に備えるため、当事業年度以降負担すると見込まれる額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 29,471千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の数
普通株式 19,508株
2. 当事業年度の末日における自己株式の数
普通株式 704株
3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
4. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
目的となる当社株式の数 482株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

(1) 流動資産

賞与引当金	2,295千円
契約取次促進費用引当金	1,938千円
未払事業税	36千円
貸倒引当金	607千円
小計	4,877千円
評価性引当額	4,877千円
計	-

(2) 固定資産

繰越欠損金	237,405千円
投資有価証券評価損	12,606千円
減損損失	36,872千円
貸倒引当金	3,487千円
小計	290,373千円
評価性引当額	290,373千円
計	-

繰延税金資産計

-

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

1 リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外のファイナンス・リース取引

(借主側)

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
工具器具備品	2,856	1,951	904

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	591千円
1年超	351千円
計	942千円

2 オペレーティング・リース取引（解約不能のもの）

（借主側）

未経過リース料

1 年内	15,762千円
1 年超	-千円
計	15,762千円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。なおデリバティブ取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制をとっています。投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、短期の運用に限ることによりリスクを最小限に抑えております。

営業債務である買掛金は、ほとんどが1年以内の支払期日です。また、営業債務は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません。（注2）を参照ください）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	221,964	221,964	-
(2) 売掛金	125,352	125,352	-
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	9,800	9,800	-
(4) 買掛金	133,260	133,260	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(4) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(単位：千円)

区分	取得価格	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 株式	9,800	9,800	-
合計	9,800	9,800	-

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	0

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	一年内	一年超 5年内	5年超 10年内	10年超
(1) 現金及び預金	221,964	-	-	-
(2) 売掛金	125,352	-	-	-
合計	347,317	-	-	-

(賃貸不動産等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 会社等

① 名称

S Eモバイル・アンド・オンライン株式会社

② 関連当事者の総株主の議決権の総数に占める当社が有する議決権の数の割合
該当事項はありません。

③ 当社の総株主の議決権の総数に占める関連当事者が有する議決権の数の割合
該当事項はありません。

④当社と関連当事者との関係

同一の親会社を持つ会社

⑤取引の内容

広告の仕入

貸付金にかかる利息の受取

⑥取引の種類別の取引金額

広告の仕入 60,825千円

利息の受取 1,342千円

⑦取引条件および取引条件の決定方針

当該取引に係る条件については、市場金利その他当該取引に係る公正な条件を勘案して一般の取引の条件と同様のものにて決定しております。

⑧取引により発生した債権または債務に係る主要な項目別の当事業年度末残高

買掛金 8,654千円

⑨取引条件の変更

該当事項はありません。

2. 個人

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 13,171円27銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 10,806円97銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

1. 資本金の減少

当社は、平成22年4月9日開催の臨時株主総会において、下記のとおり資本金の額を減少することを決議しました。

①減資の目的

SE H&Iから独立を目的とした資本政策の実施に備えて十分な剰余金の確保が必要であり、資本金の減少を行いその他資本剰余金に振り替えるものであります。

②減資の要領

(1) 減少すべき資本金の額

当社の資本金の額350,000千円を250,000千円減少して100,000千円とする。

(2) 資本金の額の減少方法

減資に伴う発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額250,000千円の全額をその他資本剰余金に振替を行う。

③減資の日程概要

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 債権者異議申述最終日 | 平成22年4月7日 |
| (2) 臨時株主総会決議日 | 平成22年4月9日 |
| (3) 減資の効力発生日 | 平成22年4月9日 |

2. 自己株式の取得及び自己株式の公開買付並びに親会社の異動について

当社は、平成22年4月9日開催の取締役会において会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに、この決議によって取得する自己株式を公開買付の手法により取得することを決議し、以下のとおり実施しました。この公開買付の結果、買付代金の決済完了日である平成22年5月20日をもってSE H&Iの所有する議決権はなくなり、親会社に該当しないこととなる予定であります。

1. 自己株式の取得を行う理由

親会社であるSE H&Iから独立をする目的で同社が保有する当社株式を自己株式として買い受けるため

2. 自己株式の取得内容

(1) 取得する株式の種類

当社普通株式

(2) 取得しうる株式の総数

12,000株(発行済株式に占める割合61.5%)

(3) 株式の取得価額の総額

84,000千円

(4) 取得期間

平成22年4月12日から平成22年5月31日まで

(5) 取得方法

公開買付

3. 自己株式の公開買付の内容

(1) 取得した株式の種類

当社普通株式

(2) 取得した株式の総数

10,865株(発行済株式に占める割合55.7%)

(3) 株式の取得価額の総額

76,055千円

(4) 買付けの期間

平成22年4月12日から平成22年5月13日まで

(5) 買付けの価格

1株につき7,000円

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年5月17日

株式会社SEメディアパートナーズ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 村山 憲二 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 窪寺 信 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社SEメディアパートナーズの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において営業損失104,500千円を計上し、連続して営業損失を計上している。また、不採算事業の事業撤退損81,842千円を特別損失として計上したことにより当期純損失204,129千円を計上している。このことにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書に反映されていない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年4月9日開催の臨時株主総会の決議に基づき、資本金の額350,000千円を250,000千円減少して100,000千円とし、減少する資本金の額250,000千円の全額をその他資本剰余金に振り替えている。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年4月9日開催の取締役会において、自己株式の取得及び自己株式の公開買付を決議している。また、自己株式の公開買付の結果、買付代金の決済完了日である平成22年5月20日をもってSEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社は親会社に該当しないこととなる予定である。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、平成22年4月9日に、監査役1名の交代が行われたため、上記の報告は前任監査役からの引継ぎ事項を含んでおります。

平成22年5月17日

株式会社S Eメディアパートナーズ 監査役会

常勤監査役 森 俊 昭 ㊟

監 査 役 廣 岡 穰 ㊟

監 査 役 高 木 秀 明 ㊟

(注)常勤監査役森俊昭、監査役廣岡穰は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

①当社は平成22年5月に自己株式の公開買付を実施し、その結果SE H&Iグループより独立いたしました。これに伴い、今後の当社が目指していくビジョンを表す「アキナジスタ株式会社」に当社商号を変更するものであります。

この「アキナジスタ」という名称（社名）は、「商い（あきない）」と「ファンタジスタ」の2つの言葉を合わせ、「賞賛される商い（ビジネス）を創造し、社会に貢献する」という新たな経営理念を表す造語であります。また、賞賛される商売人（ビジネスマン）を育成するという意味も込めています。今後は新しい社名のもと、お客様、お取引様、社員、株主様やその他ステークホルダーに賞賛される会社を目指してまいります。

なお商号の変更につきましては、附則により平成22年7月1日から実施することとし、実施日経過後当該附則は定款より削除するものといたします。

②当社の現状の事業内容や今後の事業展開を踏まえ、同種のまたは重複する事業目的の整理・統合を行うために事業目的について変更を行うものであります。

③ガバナンス体制の改善と強化のため、代表取締役と役付取締役の選任を独立させ、最適な人事を可能とするために規定の変更を行うものであります。

④補欠監査役の選任の期間を合理的な期間へ伸長するため、規定の新設を行うものであります。

⑤その他、一部文言の整備等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当社は株式会社SEメディアパートナーズと称し、英語では“SE Media Partners Co.,Ltd.”と表示する。	(商号) 第1条 当社はアキナジスタ株式会社と称し、英語では“ <u>Akinasista Corporation.</u> ”と表示する。
(目的) 第2条 当社は次の事業を行なうことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は次の事業を行なうことを目的とする。

現行定款	変更案
1. 成果報酬型広告ネットワークシステムの企画、開発、運用および販売	1. <u>インターネットに関する業務</u>
2. インターネット上の物販およびデジタルコンテンツの提供、仲介業務	2. <u>携帯電話および携帯端末に関する業務</u>
3. インターネットを利用した情報提供および仲介業務	(削除)
4. 広告業務および広告代理業務	3. 広告業務および広告代理業務
5. マルチメディア関連情報提供サービス業務	4. ソフトウェアおよびコンテンツに関する業務
6. コンピュータソフトウェアの企画、制作、保守、運用及び販売業務	5. 物販業務
7. 海外における情報技術関連の研究開発及び売買業務	6. 放送、通信に関連する業務
8. 携帯端末、携帯モバイル端末用のソフトウェアの研究開発及び販売業務	7. コンサルティング、仲介および情報提供業務
9. 情報セキュリティマネジメントシステムに関するコンサルティング及び構築支援業務	8. 損害保険の代理及び生命保険募集に関する業務
10. コーポレートガバナンスに関するコンサルティング及び構築支援	9. ベンチャー等に対する投資、企業・事業の売買及びその仲介
11. コンプライアンスに関するコンサルティング及び構築支援	(削除)
12. コンピュータシステムの構築、管理、運営及びコンサルティング業務	(削除)
13. コンピュータ機器の販売及び保守業務	(削除)
14. 情報セキュリティ及びコンピュータシステム関連情報提供サービス業務	(削除)
15. ウェブサイトの企画、制作、運用及び売買等のコンサルティング業務	(削除)
16. 日用品雑貨並びに厨房用品雑貨の輸出入及び販売	(削除)
17. 損害保険の代理業務	(削除)
18. 生命保険の代理業務	(削除)
19. 前各号に付随関連する一切の業務	10. 前各号に付随関連する一切の業務

現行定款	変更案
<p>第3条～第7条（条文省略）</p> <p>（株式取扱規定）</p> <p>第8条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</p> <p>第9条～第10条（条文省略）</p> <p>（招集権者および議長）</p> <p>第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって代表取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第12条～第17条（条文省略）</p> <p>（任期）</p> <p>第18条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第19条（条文省略）</p>	<p>第3条～第7条（現行どおり）</p> <p>（株式取扱規程）</p> <p>第8条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第9条～第10条（現行どおり）</p> <p>（招集権者および議長）</p> <p>第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第12条～第17条（現行どおり）</p> <p>（任期）</p> <p>第18条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 増員または任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第19条（現行どおり）</p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2 取締役会の決議によって、<u>代表取締役社長</u> 1名を選定し、取締役会長 1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役社長</u>に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第22条～第30条 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>第32条～第35条 (条文省略)</p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第20条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2 取締役会の決議によって、取締役社長 1名を選定し、取締役会長 1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第22条～第30条 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了する時までとする。</u></p> <p>3 <u>会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>第32条～第35条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会規定)</p> <p>第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める、監査役会規定による。</p> <p>第37条～第47条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役会規程)</p> <p>第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める、監査役会規程による。</p> <p>第37条～第47条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p>第1条 本定款第1条の変更は、平成22年7月1日より有効とし、平成22年6月30日までは変更前の内容を有効とする。なお、平成22年7月1日をもって本条を削除する。</p>

第2号議案 監査役1名選任の件

当社監査役廣岡穰氏は本総会終結の時をもって辞任する予定であります。これに伴いその補欠として当社監査役として就任すべき者として新たに1名の選任をお願いするものであります。なお、選任された場合の任期は、当社定款第31条の規定により、前任者の任期の満了すべき時までといたします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。なお、以下の候補者の選任の効力は本総会終結の時に生じることとなります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
山田 倬三 (昭和15年1月15日生)	昭和38年4月 株式会社三和銀行(現、株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行 平成4年6月 同行取締役就任 平成7年7月 大同生命保険相互会社(現、大同生命保険株式会社) 常務取締役就任 平成12年7月 同社常任監査役就任 平成16年6月 同社特定顧問就任 株式会社大同マネジメントサービス 監査役就任 平成19年3月 株式会社モバイル・アフィリエイト 監査役就任	-

(注)1. 候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。

2. 山田倬三氏は社外監査役候補者であります。また札幌証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員要件を満たしており、監査役に選任された場合、当社は独立役員として指定する予定であります。

3. 社外監査役候補者の選任理由
山田倬三氏につきましては、上場会社における取締役及び監査役としての豊富な知見を有していること、また合併前のモバイル・アフィリエイトにおいて監査役として監査業務を遂行してきたことから当社ビジネスに対する理解も深く、当社の監査体制をさらに強化することが可能となるためであります。
4. 山田倬三氏が選任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は200万円または法令に定める金額のいずれか高い額を限度とするものであります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、その選任の効力は監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
横山 通 (昭和23年8月13日生)	昭和46年4月 東京芝浦電気株式会社(現 株式会社東芝)入社 平成15年6月 東芝ソシオシステムズ株式会社 取締役経理部長就任 平成17年6月 東芝ファイナンス株式会社 常勤監査役就任 平成20年6月 同社顧問就任(現任)	-

(注)1. 候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。

2. 横山通氏は補欠の社外監査役候補者であり、札幌証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員要件を満たしております。
3. 補欠社外監査役候補者の選任理由
横山通氏につきましては、株式会社東芝及び東芝ソシオシステムズ株式会社において24年間経理及び財務業務を経験いたしており、会計及び財務の分野における豊富な知見を有しております。また他の会社における監査役としての経験と見識も有していることから当社の監査体制をさらに強化することが可能となるためであります。
4. 横山通氏が監査役に就任した場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は200万円または法令に定める金額のいずれか高い額を限度とするものであります。

以 上

株主総会会場ご案内図

所在地：東京都千代田区九段北4丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷 4階飛鳥（東西）

交通：J R 市ヶ谷駅より徒歩約2分
地下鉄 有楽町線・南北線・新宿線市ヶ谷駅より徒歩約2分

